

「文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例」及び「文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例」

1 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第37号）において、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第三十五条まで（略） (健康管理) 第三十六条 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。) は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断 <u>又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同</u>	第一条から第三十五条まで（略） (健康管理) 第三十六条 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。) は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同

<p><u>じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p>
<p>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</p>	<p>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</p>
<p>障害児が通学する学校における健康診断</p>	<p>定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>
<p><u>乳児又は幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>
<p>第三十六条第三項から第九十九条まで(略)</p>	<p>第三十六条第三項から第九十九条まで(略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

2 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）等の一部改正に伴い、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第38号）において、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第六条第二項まで（略） （設備）</p> <p>3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一の居室の定員は、四人以下とすること。 二 障害児一人当たりの床面積は四・九五平方メートル以上とすること。 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（<u>第三十条第二項の表及び第五十六条第一項第二号</u>において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 <p>第六条第四項から第二十九条まで（略） （健康管理）</p> <p>第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断<u>又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全</p>	<p>第一条から第六条第二項まで（略） （設備）</p> <p>3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一の居室の定員は、四人以下とすること。 二 障害児一人当たりの床面積は四・九五平方メートル以上とすること。 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第五十六条第一項第二号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 <p>第六条第四項から第二十九条まで（略） （健康管理）</p> <p>第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に</p>

部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わなうことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

第三十条第三項から第四十六条まで
(略)

(虐待等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第四十七条第二項から第六十二条まで
(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

第三十条第三項から第四十六条まで
(略)

(虐待等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第四十七条第二項から第六十二条まで
(略)